

平成 24 年 12 月 4 日

外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について

中央環境審議会 野生生物部会
外来生物対策小委員会

「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」については、別添のとおりとすることが適当である。